

兵庫町商店街マスコットキャラクター

「ひよこたん」「ひよこねえ」

【着ぐるみ出演及び貸出規程】

1. この規程は兵庫町商店街マスコットキャラクター「ひよこたん」「ひよこねえ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を兵庫町商店街の事業推進、並びに兵庫町商店街のPRを目的として使用する場合の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとします。
2. 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみの出演、貸出申し込みを兵庫町商店街に書面で申し込み、承諾を得るものとします。申し込みについては1年前から受け付けます。
3. 兵庫町商店街は使用者に対し、承諾・不承諾の返事をします。
4. 使用料については原則、1体につき1日1万円（税込）とします。（1日とはイベント日数とします。）
5. 使用者は次に掲げる事項を守って下さい。
 - ① 着ぐるみは兵庫町商店街のマスコットです。兵庫町商店街の品位を傷つけるようなことはしないで下さい。
 - ② 着ぐるみを第3者に譲渡、又貸し等はできません。
 - ③ 当初の目的以外には使用しないで下さい。
 - ④ 使用期間は遵守して下さい。
 - ⑤ 火気及び危険物の近くでは使用、保管はしないで下さい。
 - ⑥ 雨天時には屋外での使用はできません。
 - ⑦ 法令または公序良俗に反することには使用できません。
 - ⑧ 営利目的の活動には使用できません。
 - ⑨ その他、兵庫町商店街が特に付した条件には従って下さい。
6. 使用者は前に書かれた事項は遵守して下さい。もし、違反したときには使用承諾は取り消します。それによる損害が使用者に生じても兵庫町商店街は責任を負いません。
7. 着ぐるみを破損または汚損した場合は、兵庫町商店街にご相談下さい。（有償となります。）

高松兵庫町商店街振興組合

〒760-0024 高松市兵庫町1-15

（電話・FAX）087-822-0373